

会議記録（要旨）

会議名称	令和元年度第1回富田林市保育所等運営事業者選考等委員会
開催日時	令和元年8月27日（火）19:00～21:20
開催場所	市役所3階庁議室
出席委員	<p>幼児教育及び保育に関して識見を有する者・・・2名 事業予定者の財務及び法務に関して識見を有する者・・・1名 民生委員・児童委員協議会から推薦された者・・・1名 保育所の保護者を代表する者・・・3名</p>
欠席委員	なし
事務局出席者	子育て福祉部こども未来室 寺元室長、辻野課長、佐藤副主任
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 委員委嘱 4. 委員・事務局紹介 5. 富田林市保育所等運営事業者選考等委員会設置要綱について 6. 会長選出 7. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開に関する指針について (2) 富田林市の保育所及び待機児童の状況について (3-1) 認可保育施設設置運営事業者募集要項について (3-2) 認可保育施設設置運営事業者応募申請書類について (3-3) 認可保育施設設置運営事業者書類審査採点票について (4-1) 認可保育施設増築・増改築事業者募集要項について (4-2) 認可保育施設増築・増改築事業者応募申請書類について (4-3) 認可保育施設増築・増改築事業者書類審査採点票について 8. その他 9. 閉会
公開／非公開	非公開

【会議内容】

1. 開会

- ・事務局より、開会のあいさつがあった。

2. 市長あいさつ

- ・吉村市長より、あいさつがあった。

3. 委員委嘱

- ・吉村市長より、委嘱状の授与があった。

4. 委員・事務局紹介

- ・委員・事務局の自己紹介があった。

5. 富田林市保育所等運営事業者選考等委員会設置要綱について

- ・事務局より、資料1「富田林市保育所等運営事業者選考等委員会設置要綱」に基づき、説明があった。

6. 会長選出

- ・立候補者なしのため、事務局の推挙により、会長は■■委員に決定した。

7. 議事

(1) 会議の公開に関する指針について

(会議の成立について)

- ・委員7名中7名が出席しているため、会議が成立していることを確認した。

(会長職務代理者について)

- ・委員会設置要綱第5条第3項により、会長職務代理者は■■委員に決定した。

(会議の公開について)

- ・市情報公開条例第6条に該当する情報を取り扱うため、会議は非公開に決定した。

(会議記録について)

- ・要旨記録方式に決定した。

(会議の進捗状況について)

- ・事務局より、会議の経過は市子育て応援サイト(T o n T o n)に公開する旨の説明があった。

(2) 富田林市の保育所及び待機児童の状況について

- ・事務局より、資料5に基づき、平成26年度から令和元年度の待機児童数の推移と令和元年8月1日現在の地区別待機児童数(旧定義)の状況の報告があった。
- ・事務局より、資料6に基づき、1, 808人の認可定数に対して92人の児童が入所の弾力化により認可定数を超えて受入れている状況の報告があった。
- ・事務局より、本委員会の開催に至った経緯の説明があった。

○委員

資料6の表で、金剛保育園は在園児数が認可定数に到達していないのに資料5の金剛地区で待機児童数がカウントされているのはなぜか。

●事務局

定員は年齢毎に設定しており、0歳と3～5歳は若干ゆとりがあるが、1歳と2歳は定員を超える申し込みがあるため、待機児童が発生している状況である。定員にゆとりのある年齢層も含めて全体で数字を表すとこのようなかたちになる。

また、開設初年度の施設(宙保育園)は、年長クラスの申し込みが少ない。

(3-1) 認可保育施設設置運営事業者募集要項について
・事務局より、平成30年度に使用したものを基に作成した「創設」の募集要項について、主な変更点を中心に説明があった。

【主な変更点】《 》内は平成30年度の内容
3(3)・・・募集定員を100人～120人程度《100人程度》に変更
5(1)(2)・・・整備費補助金の留意事項、交付条件を追加
7(6)・・・選定後の計画変更の取扱いを追加
別表(6)・・・1歳児5人に対して保育士を1人配置するよう努めること《配置すること》に変更
別表(8)・・・(准)看護師または、保健師の常駐配置に努めること《常駐配置すること》に変更

◎会長

条件を緩めると、事業者が応募しやすくなるが、質の低下が懸念される。

選定後の計画変更の取扱いについては、書類審査・面接審査を経て選定された後、計画を大幅に変更されてしまうと、委員会の意義が無くなってしまうので、一定の制限は必要であるとする。

応募申請期間については、関係書類の作成に手慣れていない事業者でも応募しやすいように2か月程度設定されている。

○委員

昨年度、事業者を選定した後に変更の申し出があったようだが、その変更内容は、今回追加された取扱いの範囲に納まる程度のものなのか。

●事務局

この取扱いの範囲を超える大幅な変更であった。下水道管理道路が使用できないことよって、駐車場の設計変更を求めたところ、建物本体を含む設計変更とあわせて1号認定こどもの定員増加を打診された。受け皿の増加は市としても利点があることから、これを承認することになった。委員会による選考を形骸化したようなかたちになり深く反省している。

○委員

もし、2者以上の応募申請があったらどうしていたのか。

●事務局

2者以上ならば、変更は認めていなかった。

○委員

今回、選定された事業者が、この取扱いの範囲を超える変更を施せば選定を取り消すことになるのか。

●事務局

変更の内容によるが、そうならないようにこの取扱いを遵守してもらいたいと思う。

◎会長

表2の「接する道路の幅員の変更」とあるが、長くなっても短くなってもどちらでも認められるのか。危険度が増すような変更は不可とし、基本的に「良くなる方向への軽微な変更」しか認めない、という認識でよいか確認しておきたい。

●事務局

お見込みのとおり。

◎会長

「審査の評価に影響を与えないものと「富田林市」が判断した場合」とあるが、市が判断する前に一度委員会に諮っていただきたいと思う。

●事務局

そのようにさせていただきます。

○委員

整備費補助金について、「内示額以下の金額となります。」とあるが、どういうことか。

●事務局

事業者が、市に整備費補助金の協議申請をする際に工事見積書など事業計画を提出してもらうので、それを基に積算した額が内示額となり、それが上限額ということである。

内示が出た後、工事費が下がった場合は、補助金額を引き下げるが、上がった場合の引き上げはしない。

○委員

工事の入札に市職員の立ち会いはあるのか

●事務局

我々も立ち合わせていただく。

○委員

応募申請当時の施設長予定者が、開設時に別人に変わることはあるのか。

●事務局

何らかの事情があるのであれば、そのようなケースもあり得ると考える。

○委員

選定された事業者が、応募申請時の計画どおりに建設・運営できているかどうか気になるが、それを確かめる方法がないので事業者を信じるしかないのか。

○委員

建設については、内装をコストダウンさせて余った補助金を貯蓄したりしないか、市が指導監督するのか。

●事務局

目に見える範囲は確認できると考える。

◎会長

1歳児の保育士配置や看護師配置の条件を緩和すると既存の保育所との間に差ができることになると思うが、どのように指導されているのか。

●事務局

1歳児の保育士配置について、大阪府の最低基準条例上は6：1であり、市では私立保育所に対して、お願いレベルであるが、なるべく5：1で配置していただくよう指導しており、その分の経費は、補助金を加算させていただいている。もしも突発的に保育士が欠けてしまうような事態になったとしても、大阪府の最低基準を下回ることなく運営を継続できる。5：1の配置が難しい時は、市で入所の決定を調整している。

基本的には、5：1で運営をしていただきたいが、募集条件が厳しいと応募しにくくなることが考えられることからこのような表現になった。

(3-2) 認可保育施設設置運営事業者応募申請書類について

・事務局より、平成30年度に使用したものを基に作成した「創設」の応募申請書類の説明があった。

【主な変更点】

様式1 応募申請書・・・誓約事項を追加

様式2-1 応募者の概要・・・沿革の記載欄を追加

○委員
(様式1 応募申請書の誓約事項の文章の修正を提案。)

●事務局
修正させていただく。

○会長
様式2—1 応募者の概要について、新設法人は沿革を記載しなくてよいのか。

●事務局
既存法人のみ記載していただくよう注釈を加えさせていただく。

(3-3) 認可保育施設設置運営事業者書類審査採点票について
(市情報公開条例第6条に該当する内容のため、非公開とさせていただきます。)

(4-1) 認可保育施設増築・増改築事業者募集要項について
・事務局より、平成30年度に使用したものを基に作成した「増改築」の募集要項の説明があった。

(4-2) 認可保育施設増築・増改築事業者応募申請書類について
・事務局より、平成30年度に使用したものを基に作成した「増改築」の応募申請書類の説明があった。

○委員
「増改築」の募集は、毎年実施しているのか。

●事務局
昨年に引き続き、今年で2回目である。

○委員
完全に建て替えるのか。

●事務局
既存施設の全部または一部を解体して新園舎を建てる方法と既存施設を増設する方法がある。

○委員
老朽化した施設を建て替えたい場合も、これに応募しなければならないのか。

●事務局
お見込みのとおり。

○委員
金融機関などから融資を受ける手続きにかなり時間がかかるので、募集期間が1か月という短期間で資金を確保するのは難しいのではないかと。

●事務局
応募申請時には、資金計画を示していただければよい。

○委員
改築の場合は、多額の資金が必要なので、金融機関に事前に相談していても、融資を受けられなくなってしまうかもしれないので、1か月では厳しいと思う。

○委員
応募が見込まれる事業者はいるのか。

●事務局

相談を受けている事業者がいるが、補助金が絡んでいるので公募させていただく運びとなった。

◎会長

工事中の安全確保のことを重視した様式になっているが、建て替えや仮園舎が必要なぐらい大規模な工事の場合、この様式のままでは不十分だと思う。

●事務局

様式4-1にて、建て替えや仮園舎が必要な大規模な工事になる場合は、その詳細がわかる資料や仮園舎の図面等の添付を求めているかどうか。

(全委員了承)

○委員

「創設」と「増改築」の様式4-1の「応募動機について」と「保育に対する考え方について」の設問だけが、2ページ分あるのはなぜか。

●事務局

様式4の記述関係の設問は、一定の文字数内に制限しているが、ご指摘の2つの設問については、より詳しく記述していただけるように2ページ目までの記述を認めている。

「創設」と「増改築」の2種類の審査をしていただくので、レイアウトをなるべく同じにしたかった。

(4-3) 認可保育施設増築・増改築事業者書類審査採点票について
(市情報公開条例第6条に該当する内容のため、非公開とさせていただきます。)

8. その他

- ・事務局より、秘密の保持及び会議記録の取り扱いについて説明があった。
- ・事務局より、今後のスケジュール(案)の説明があった。

9. 閉会

- ・子育て福祉部寺元室長から閉会のあいさつがあった。